

田布施・平生水道企業団資金不足比率の公表

令和7年10月14日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度田布施・平生水道企業団水道事業会計の資金不足比率を次のとおり公表します。

記

比率名	令和6年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.0 (%)

※ 資金不足がない場合は、「—」を記載しています。

※田布施・平生水道企業団に係る水道事業の経営に関する事務は、令和7年4月1日に柳井地域広域水道企業団が承継しました。